

規制の概要

毒物又は劇物の容器、被包への表示義務(法第12条関連)

毒物劇物の容器、被包及び貯蔵・陳列場所に「医薬用外毒物」「医薬用外劇物」の表示が必要です。

容器及び被包に毒物劇物の名称、成分及び含量を表示しなければ販売又は授与してはいけません。

関連条文

法第12条(毒物又は劇物の表示)

- 施行規則第11条の5(解毒剤に関する表示)
- 施行規則第11条の6(取扱及び使用上特に必要な表示事項)

法第12条（毒物又は劇物の表示）

- 1 毒物劇物営業者及び特定毒物研究者は、毒物又は劇物の容器及び被包に、「医薬用外」の文字及び毒物については赤地に白色をもつて「毒物」の文字、劇物については白地に赤色をもつて「劇物」の文字を表示しなければならない。
- 2 毒物劇物営業者は、その容器及び被包に、左に掲げる事項を表示しなければ、毒物又は劇物を販売し、又は授与してはならない。
 - 一 毒物又は劇物の名称
 - 二 毒物又は劇物の成分及びその含量
 - 三 厚生労働省令で定める毒物又は劇物については、それぞれ厚生労働省令で定めるその解毒剤の名称
 - 四 毒物又は劇物の取扱及び使用上特に必要と認めて、厚生労働省令で定める事項
- 3 毒物劇物営業者及び特定毒物研究者は、毒物又は劇物を貯蔵し、又は陳列する場所に、「医薬用外」の文字及び毒物については「毒物」、劇物については「劇物」の文字を表示しなければならない。

施行規則第 11 条の 5（解毒剤に関する表示）

法第 12 条第 2 項第 3 号に規定する毒物及び劇物は、有機燐化合物及びこれを含む製剤たる毒物及び劇物とし、同号に規定するその解毒剤は、2—ピリジルアルドキシムメチオダイド（別名 P A M）の製剤及び硫酸アトロピンの製剤とする。

施行規則第11条の6（取扱及び使用上特に必要な表示事項）

法第12条第2項第4号に規定する毒物又は劇物の取扱及び使用上特に必要な表示事項は、左の通りとする。

- 一 毒物又は劇物の製造業者又は輸入業者が、その製造し、又は輸入した毒物又は劇物を販売し、又は授与するときは、その氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地）
- 二 毒物又は劇物の製造業者又は輸入業者が、その製造し、又は輸入した塩化水素又は硫酸を含有する製剤たる劇物（住宅用の洗剤で液体状のものに限る。）を販売し、又は授与するときは、次に掲げる事項
 - イ 小児の手の届かないところに保管しなければならない旨
 - ロ 使用の際、手足や皮膚、特に眼にかからないように注意しなければならない旨
 - ハ 眼に入った場合は、直ちに流水でよく洗い、医師の診断を受けるべき旨

施行規則第11条の6（取扱及び使用上特に必要な表示事項）

法第12条第2項第4号に規定する毒物又は劇物の取扱及び使用上特に必要な表示事項は、左の通りとする。

三 毒物及び劇物の製造業者又は輸入業者が、その製造し、又は輸入したジメチルー2・2-ジクロルビニルホスフェイト（別名DDVP）を含有する製剤（衣料用の防虫剤に限る。）を販売し、又は授与するときは次に掲げる事項

- イ 小児の手の届かないところに保管しなければならない旨
- ロ 使用直前に開封し、包装紙等は直ちに処分すべき旨
- ハ 居間等人が常時居住する室内では使用してはならない旨
- ニ 皮膚に触れた場合には、石けんを使つてよく洗うべき旨

四 毒物又は劇物の販売業者が、毒物又は劇物の直接の容器又は直接の被包を開いて、毒物又は劇物を販売し、又は授与するときは、その氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）並びに毒物劇物取扱責任者の氏名